

富士市省エネ家電製品購入支援補助金交付申請書

(あて先) 富士市長

富士市省エネ家電製品購入支援補助金交付要領第6条の規定により補助金の交付を受けたいので、関係書類を添えて次のとおり申請します。

1 申請者情報

フリガナ		印	申請日	令和 年 月 日
氏名		手書きの場合は 不要	電話 番号	— — 日中連絡が取れる番号
生年月日	<input type="checkbox"/> 大正 <input type="checkbox"/> 昭和 <input type="checkbox"/> 平成	年 月 日	(歳)
住所	〒 — 富士市	世帯主名		

2 補助対象機器・交付申請額等 (4台以上購入した場合は、別紙を使用してください。)

品目	<input type="checkbox"/> エアコン <input type="checkbox"/> 冷蔵庫 <input type="checkbox"/> 冷凍庫	<input type="checkbox"/> エアコン <input type="checkbox"/> 冷蔵庫 <input type="checkbox"/> 冷凍庫	<input type="checkbox"/> エアコン <input type="checkbox"/> 冷蔵庫 <input type="checkbox"/> 冷凍庫
購入店名 [市内に限る]			
購入日	令和 年 月 日	令和 年 月 日	令和 年 月 日
メーカー			
型番			
製造番号			
対象機器の 省エネ基準達成率	%	%	%
補助対象経費 [税抜・本体価格]	円	円	円
補助対象経費 合計	円		
交付申請額	0, 000円		

→※値引きがあった場合は、何に対しての値引きであるかに関わらず、補助対象経費（税抜き・本体価格）から一律で値引き額を差引いて記入すること。

(おもて面)

3 申請に係る確認・同意・誓約事項

ア 申請に係る添付書類の確認 ※必要な書類がそろっているか確認の上、チェックを入れてください。

- レシートまたは領収書の写し
①購入者名【記載がない場合は余白に記入】、②購入日、③購入店名、④製品名または型番、
⑤購入費用の内訳 が記載されていること。
- 住所確認書類の写し
住所の記載がある公的証明書（運転免許証、マイナンバーカードなど）
- メーカー（製造事業者）が発行した保証書の写し（販売店発行の保証書ではない。）
①購入者名、②購入日、③住所 を記入し、④型番・製造番号 が記載されていること。
- 通帳やキャッシュカードの写し
①口座名義人、②口座番号等 が記載されていること。

イ 補助対象経費の確認 ※内容を確認の上、チェックを入れてください。

- 補助対象経費は、補助対象機器の本体価格（税抜き）です。
- 支払いに対して値引きがあった場合、何に対しての値引きであるかに関わらず、補助対象経費（税抜き・本体価格）から一律で値引き額を差引きます。（値引きがなかった場合はチェック不要。）

ウ 補助金交付申請にかかる同意・誓約 ※内容を確認の上、チェックを入れてください。

- 申請者以外の世帯員が本補助金の申請をしていません。（申請は1世帯あたり1回限り。）
- 購入した家電は、以下の省エネ性能を満たしたものです。
エアコン : 省エネ基準達成率100%以上（目標年度2027）
※壁掛け以外のマルチタイプの場合は目標年度2029
冷蔵庫・冷凍庫 : 省エネ基準達成率100%以上（目標年度2021）
- 購入した家電は、富士市内の販売店で購入したものです。（富士市外の販売店での購入は対象外。）
- 購入した家電は、新品で未使用のものです。（中古品やリース、レンタルは補助対象外。）
- 購入した家電は、購入から原則6年間、譲渡、交換、貸付、担保に供しません。
- 富士市が、補助事業の適正な実施を図るため、必要な範囲において調査等の協力を求めた場合、協力します。
- 本補助金の交付事務に必要な内容に関し、住民基本台帳を閲覧することに同意します。
- その他、富士市省エネ家電製品購入支援補助金交付要領の規定に従うことと誓約します。

申請書の内容を訂正する必要があった場合、職権による訂正を承諾します。

氏名

印

※手書きの場合は押印不用

[振込口座] ※申請者本人名義の口座に限る。

金融機関名	<input type="checkbox"/> 銀行 <input type="checkbox"/> 金庫 <input type="checkbox"/> 組合 <input type="checkbox"/> 農協		支店名	
金融機関コード			支店コード	
預金種目	普通		口座番号	
口座名義人	フリガナ			
	氏名			